

## 岐阜県土地改良事業測量作業規定の改正点について

農政部農地整備課

### 1. 概要

農林水産省農村振興局測量作業規定の改正（平成 25 年 4 月 1 日適用）に伴い、測量法第 33 条に基づき、岐阜県土地改良事業測量作業規定の改正が必要となった。

農林水産省農村振興局測量作業規定の主な改正点は以下のとおりとなっている。

#### ① 準天頂衛星に対応

平成 23 年改正により、各種測量に GPS 衛星（アメリカ）と GLONASS 衛星（ロシア）が利用できる規定となっていたが、準天頂衛星について、位置精度及び利用の有効性が確認されたことから、GPS 衛星を補完する衛星として利用できるようにしている。

#### ② 空中写真撮影作業の標準化

ほとんどの空中写真の撮影作業実施時に GNSS / IMU 装置を用いていることが確認されたため、この装置を用いた撮影及び外部標定要素を用いた調整計算を標準としている。

#### ③ 図化作業の標準化

数値地形図作成の図化作業において、「解析図化機」及び「座標読取装置付アナログ図化機」の使用が確認されたため、図化作業について「デジタルステレオ図化機」の使用を標準としている。

#### ④ 航空レーザ測量におけるレベル 500 での数値地形モデル作成を規定

レーザ測量において、地図情報レベル 1000、2500、5000 レベルでの数値地形モデル作成について規定がなされていた。近年レベル 1000 より詳細な数値地形モデル作成実態の増加から、新たに地図情報レベル 500 での作成が規定された。

### 2. 岐阜県土地改良事業測量作業規定の改正点

農林水産省農村振興局測量作業規定に則った内容に改正を行う。